

福島県産水産物消費拡大事業実施要領

制定 令和 4 年 4 月 1 日 3 新食第 2158 号

改正 令和 5 年 3 月 30 日 4 新食第 2976 号

改正 令和 6 年 3 月 29 日 5 新食第 3113 号

改正 令和 7 年 9 月 1 日 7 新食第 1292 号

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知

第 1 目的

福島県産水産物消費拡大事業の実施については、水産業復興販売加速化支援事業交付等要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 水漁第 1444 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによるものとする。

第 2 事業の内容

1 事業実施主体

交付等要綱第 4 の 5 の取組に係る事業実施主体は以下に掲げる県内の水産消費地市場における協議会とする。

福島市公設地方卸売市場
会津若松市公設地方卸売市場
相馬総合地方卸売市場
郡山市総合地方卸売市場
白河市公設地方卸売市場
二本松市公設地方卸売市場
いわき市中央卸売市場

2 奨励金の算定及び交付率

事業実施主体の構成員である水産物卸売業者及び水産物仲卸業者が当該事業実施年度の前年度 1 年間に市場開設者に納付した業務規程で定める面積に応じた使用料及び売上に応じた使用料（以下「市場使用料」という。）の合計金額に 3 分の 1 を乗じて得た金額とし、定額で奨励金を交付するものとする。

3 福島県産水産物消費拡大事業の支援方法

福島県は、交付等要綱の第 4 の 5 の取組の実施に当たり、あらかじめ、当該取組の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続き、環境負荷低減のクロスコンプライアンスに係るチェックシートを定めた福島県産水産物消費拡大事業実施要領（以下「消費拡大事業実施要領」という。）を作成し、大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）に提出し、その承認を得なければならない。この承認を得た消費拡大事業実施要領の内容を変更しようとする場合の手続きも同様とする。

第 3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和 7 年度とする。

附 則（令和 7 年 9 月 1 日付け 7 新食第 1292 号）

- 1 この通知は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この通知の改正前の本要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。